

改正概要説明書	
国名： ノルウェー	法令名： 商標法
改正情報： 2013 年 7 月 1 日最終改正法， 施行	
改正概要：	
<p>1. 民事訴訟手続に関する改正</p> <p>ノルウェー特許庁審判部の審決の取消についての訴えの提起は， 国（ノルウェー王国）が請求のあて先とされるべき旨の規定が導入された（第 52 条）。また， 商標権の侵害に関する訴訟については， オスロ地方裁判所に提起すべき旨の規定が導入された（第 62 条）。</p>	
<p>2. 商標権の侵害に対する救済規定に関する改正</p> <p>商標権の侵害行為若しくは侵害を構成する蓋然性の高い一定の予備的行為を行った者又は当該行為を幫助した者に対して，</p> <p>(1) 侵害行為等の停止又は予防の請求することができる旨の規定（第 57 条），</p> <p>(2) 商標権を侵害する製品又はその材料若しくは設備について廃棄等の侵害行為防止措置を請求することができる旨の規定（第 59 条），</p> <p>(3) 裁判所が， 侵害者の費用負担によって判決内容を情報伝達するよう命ずることができる旨の規定（第 59a 条）</p> <p>が導入された。また， 侵害行為があった場合の賠償額の算定方法に関する規定が改定された（第 58 条）。</p> <p>第 57 条乃至第 59a 条の規定については， 商標登録出願後から登録の公告前までの間において， 出願人の同意を得ずに当該出願に係る商標の使用をした者に対しても適用される旨の規定が導入された（第 61a 条）。</p>	
<p>3. 刑事罰の強化に関する改正</p> <p>懲罰刑の上限が 1 年から 3 年に改正された。罰金額の算出根拠に関する規定が導入された（第 61 条）。</p>	
改正内容：	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 52 条 ノルウェー工業所有権審判部（審判部）の決定に対する裁判所の審理 「法的手続は， 審判部により代理される国家に対して提起する。」が追加された。 ・ 第 57 条 侵害の禁止 商標権侵害に関して明確化された。 ・ 第 58 条 商標侵害に対する補償及び損害賠償 商標権侵害の損害賠償に関する規定が変更された。 ・ 第 59 条 侵害の防止措置 商標権侵害の差止請求に関する規定が変更された。 	

・ **第59a条 侵害事件での判決に関する情報の伝達**

商標権侵害に関する新設条文である。

・ **第 61 条 罰則**

商標権侵害の罰則規定が変更された。

・ **第61a条 登録が公告される前の使用**

商標権侵害に関する新設条文である。

・ **第 62 条 強制的裁判地**

オスロ地方裁判所に提起すべき訴訟事由に「登録された商標の侵害に関する民事訴訟」が追加された。